

日教組香川 2017.6



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

「教職員の時間外労働にも 上限規制を設けて下さい」



教職員の働き方改革推進プロジェクト

からです。教員は、どれだけ働いても「残業代」は0円。教員に残業代を支払う必要がないため、いくらでも仕事を増やすことができます。学校現場では勤務時間が適切に把握されず、過労死基準に当たる100時間以上働くのが「常識」となっているのです。これから、国は、教員の働き方や業務のあり方について検討するとしています。そのなかで、まずは、過労死基準を上回る長時間労働が横行する学校の「常識」を変えるため、直ちに時間外労働の上限規制を設けるべきです。「教職員にも時間外労働時間の上限規制を行うべき！」という声を政府に届けましょう。

【呼びかけ人からのメッセージ】

「パパを返して！」 昨年夏、Aさん（当時40代前半）は、生まれてくるわが子の顔を見ることもなく、脳出血で亡くなりました。当時、長子は2歳、妻のお腹の子は6ヶ月でした。Aさんは、土日の部活動指導も含め、長時間労働があたり前となっていました。現在、仲間が公務災害申請にむけて勤務の実態を調べていますが、とても時間がかかっています。なぜなら、この学校には、タイムカードも、ICカードもなく、教職員が何時間働いたか、その記録が存在していない

主催団体：「教職員の働き方改革推進プロジェクト」

<呼びかけ人>（5月現在）

- 青木 純一（日本女子体育大学教授）
- 内田 良（名古屋大学准教授）
- 大内 裕和（中京大学教授）
- 尾木 直樹（教育評論家・法政大学特任教授）
- 高須 裕彦（一橋大学フェアレイバー研究教育センター）
- 竹信 三恵子（和光大学教授）
- 長沼 豊（学習院大学教授）
- 樋口 修資（明星大学教授）
- 広瀬 義徳（関西大学教授）
- 広田 照幸（日本大学教授）
- 本田 由紀（東京大学教授）
- むかい ゆか（元教員、教育心理研究家）
- 山口 俊哉（過労死遺族）
- 油布 佐和子（早稲田大学教授）

change.org

今すぐ賛同

ネット署名のご協力を



香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない 全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

日教組は4月28日、文部科学省に対し「教職員の賃金・労働条件に関わる春季要求書」を提出し、春の段階での文科省の考えを質しました。

(出席者、文部科学省からは、瀧本大臣官房審議官(初等中等教育局担当)ら6名、日教組からは、清水書記長ら5名)

冒頭、清水書記長が、2016年度の公立小・中学校教員の勤務実態調査の速報値が4月28日に公表されたことにふれ、「昨年、『次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース』で業務改善の方策等について検討が行われた。また、政府の『働き方改革』の議論が進められる中、今回の勤務実態調査結果をふまえ、教職員の長時間労働是正にむけた実効ある具体的改善策を早急に打ち出し、対応いただきたい」と要請しました。その上で、「学校現場をめぐるさま

ざまな課題については、この間、各専門部や担当部局から要請させていただいている。本日は、春季要求として、主に教職員の賃金・労働条件の改善にむけ要請させていただきたい」とあいさつしました。

続いて、宇高書記次長が、具体的要求事項を説明し、とくに①教職員の勤務実態や職務の複雑・困難、責任の度合いにふさわしい処遇改善、②臨時・非常勤教職員の賃金・労働条件の改善、③再任用教職員の職務・職責の実態をふまえた給与改善、④退職手当に係る調整額区分の適用改善、⑤長時間労働是正にむけたとりくみ、⑥計画的な教職員定数改善等を求めた。

これに対し、瀧本審議官は、「これまでも『すべては子どもたちのために』の精神で、さまざまな課題に

現場目線できりくんできた。子どもたちを支える教職員を支援するという姿勢で、相互に連携していければと考えている」と述べた上で、以下のとおり回答した。

1. 教職員の勤務実態と職務の複雑・困難、責任の度合いにふさわしい処遇改善について

今のままでは教職が魅力ある職として学生に認識してもらいにくいという課題意識もある。こうした状況をふまえ、人確法や教特法の趣旨をふまえた処遇改善を大事にしなければいけない。今後とも優秀な人材を確保していくため、メリハリある給与体系の確立にむけて検討する必要があると考えている。

日教組、文部科学省 教職員の長時間

2. 臨時・非常勤教職員の賃金・労働条件の改善について

臨時的任用教職員が、学校現場で果たしている役割も大変大きいと認識している。現在、地公法改正法案が国会で審議されているが、その審議状況等を見守りながら、今後、適切に対処していきたい。

3. 再任用教職員の給与水準の改善について

退職前後で同等の職務・職責を担っている再任用教職員の給与水準の改善が必要だという指摘の趣旨は理解するが、しくみ自体は民間とのバランスの中で構築されてきている。この間、人事院において単身赴任手当や勤勉手当の成績率の改善等が行

われてきた。再任用職員の給与については、昨年的人事院勧告で「引き続き、必要な検討を行っていく」と示されたところであり、今後も、人事院における検討をふまえながら対応していく必要があると考えている。

4. 退職手当に係る調整額区分の適用改善について

退職手当に係る調整額区分について、創設当時、総務省と文科省では考え方の相違があり、文科省の考え方を各県に通知した。しかし、総務省の考え方に沿った自治体が多いのが実態である。退職手当の見直しがなされるのであれば、それを機に、何かできるかどうか検討し



清水日教組書記長(左)と瀧本文部科学省大臣官房審議官

たいと考えている。

5. 教職員の長時間労働是正について

本年1月20日に厚労省において定められた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関す

るガイドライン」等をふまえ、文科省も2月10日、各教育委員会にガイドラインの内容を周知した。勤務時間の適正な把握については、従来から要請しているが、引き続きお願いしていきたい。

教員勤務実態調査について、今回の調査結果では、月平均の時間外勤務が、小学校では約70時間、中学校では約93時間といった異常な実態が明らかになっている。これまで教員の献身的な勤務により支えられてきたがもはや限界に来ている。松野文科大臣も、記者会見で「看過できない大変深刻な事態」だと述べている。事務方としては、日教組をは

じめ現場実態をよくわかっている関係団体からのヒアリングを行い、スピード感をもって、論点整理し中教審の審議、対応につなげていきたいと考えている。

6.さらなる定数改善について

定数改善については、今年度予算においては868人の改善となったが、与野党を問わず、また日教組をはじめ関係団体の支援も得て、通級指導の充実や外国人児童生徒への教育の充実に関わる加配を基礎定数化する法案を成立させることができた。法律の改正をともなう計画的な定数改善は16年ぶりであり、今後10年にお

いて計画的な定数改善がなされることとなる。今後の教職員定数の改善にむけて、学校現場のニーズをふまえることが重点であり、ご意見を聞かせていただきたい。

瀧本審議官の回答に対し、清水書記長は、長時間労働の是正に向けた中教審の検討を前にまず現場の声を聞くとしたことや、教職員定数のさらなる改善にむけた姿勢を示したことに敬意を表するとともに、お互い知恵を出し合い、連携しながらすすめていくことを確認し、交渉を終えました。

と協議 労働是正にむけて

5月1日、日教組は、教職員の多忙化解消に関わって文科省と協議を行いました。文科省からは初中局企画課の教育公務員係・調査係、財務課、参事官（学校運営支援担当）付、企画・学校評価係、教育課程課、健康教育・食育課が、日教組からは藤川組織労働局長が出席しました。主な内容は以下のとおりです。

1. 学校運営支援・業務改善に係る文科省の体制と今後の推進スケジュールの見通しについて

○17年1月に学校環境改善対策プロジェクト・チームを設けた。先に公表した教員の長時間労働の実態は看過できないものであり、業務改善を加速化していく。

○業務は所定勤務時間内で終了することをめざすべき。

○心身ともリフレッシュし、労働と生活の適正なバランスが必要である。

2. 06年勤務実態調査以降、文科省

がすすめてきた「子どもと向き合う時間の確保」の施策の評価について

○17年度「学校現場における業務改善加速事業」を通じて、エビデンスを得ることとなる。

○学校現場の業務の適正化を推進する中で、教員が授業や生徒指導等の「子どもと向き合う時間」に集中できる環境整備に取り組む。

3. 学校長が命じた職務に対して教育公務員が担うべきという法令上の根拠について

○学校教育法37条4項、地公法32条である。

○超勤4項目の規定との関係から、勤務時間後に給付型奨学金に係る書類作成業務を命じることはできない。

4. 市町村立小中学校に勤務する教員の勤務時間割り振り権について

教育長から校長への委任が条例等で定めていない場合の割り振り権限について

○校長が勤務時間の割り振りを行うためには、条例等で校長に当該権限が

委任されている必要がある。

5. 事務職員、栄養職員、学校技能員に時間外勤務命令を命じる場合について

○災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合（労基法33条1項）を除き、時間外勤務を命じるためには、36協定を締結する必要がある。

今回、文科省は、事務職員、栄養職員、学校技能員に時間外勤務命令を出すためには、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合（労基法33条1項）を除き、36協定締結の必要があることを明確にした。したがって、上記の場合を除き、36協定を締結することなく、時間外勤務命令を出しているときは、労基法違反となる。また、今後予定されている労基法改正により労働時間の上限規制が法制化された場合、事務職員、栄養職員、学校技能員については、上限規制が適用されることになる。

国会でも教職員の働き方質疑

5月8日の参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員(日政連)による教職員の働き方改革に関わる質疑に対して、松野文部科学大臣が中教審に諮問すると答弁した内容につき、以下が詳細になりました。

斎藤嘉隆参議院議員

これまでと同じような業務改善などのとりくみでは、長時間労働は正につながらないのではないかと思いますけれども、この点についてどのようにお考えですか。

政府参考人(藤原誠文科省初等中等教育局長)

先ほど私から御説明申し上げた様々な取組につきましても、委員御指摘のとおり、まだ必ずしも十分な効果を上げていない状況でございます。

斎藤嘉隆参議院議員

以前の委員会でもお伺いをしました。今、公立の教員には時間外勤務手当というのは支払われません。私は、ここに最大の多忙化の原因があるのではないかと。労基署の指導も、当然、公立学校の教員については受けません、何時間働こうと。政府の働き方改革実行計画でも、公立学校の教員というのは蚊帳の外になっています、現状。

私は、この大本である給特法を今やっぱり見直していく議論をスタートあるいは再開をしていくべきだということに思っています。これは、松野大臣の責任の下で、私は中教審にこの議論を再開するように是非諮問をしていただくべきではないかというふうに思います。それが今の、もうこれだけ社会問題になっている問題の解決につながっていくんじゃないかという思いを持っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

松野博一文部科学大臣

これはもう斎藤先生御存じのとおり、給特法の議論はもう長くやっております、その中において、文科省としてこのありようについての、これは他の公務員制度の取扱いなどを考慮しながら検討する必要があるということをおっしゃってまいりましたが、現状においてその改革がなされていないというのは先生から御指摘があったとおりであります。同時に、なかなかこれ、財源の問題や教職員の働き方の問題もあって御承知のとおり大変難しい側面も持っているものでございます。

今回の教員の働き方の調査の中において、やはり今、長時間労働という現実が看過できないところまで来ている、これは共通の認識で私も持っておりますし、日本の先生方というのは大変真面目で優秀な方であるから一生懸命現場で頑張っていたいただいて今日の日本の教育をつくり上げていただいているわけですが、もはや教師の方々の頑張りだけに頼るだけでは持続していかない状況に至っているという認識を持っております。

今回、この働き方改革に関して、まず様々な有識者の方々から御意見をいただいて、文

科省で論点をまとめた上で中教審に諮問をしたいと考えております。その中教審でまず働き方改革についての御議論をいただいた上で、その方向性の中にあつて更に給特法に対するこれは議論が必要だということになれば、改めてその上で検討してまいりたいと考えております。

5月15日の参議院行政監視委員会において、那谷屋正義参議院議員(日政連)は、教職員の働き方等に関わる質疑に対して、松野文部科学大臣から答弁を引き出しました。

教職員の働き方改革に係る中教審諮問について

那谷屋参議院議員

5月8日の参議院決算委員会で、斎藤嘉隆議員の質問に対しまして松野文科大臣から、教職員の働き方改革を進めるために中教審に諮問するとのお答えがあった。また4月27日に文科省が実施した教員勤務実態調査の速報値が公表され、教員の勤務実態は限界に達していると言わざるを得ない結果であったが、文科大臣にあらためてお伺いしたい。

松野文部科学大臣

今回の調査結果の速報値において、あらためて看過できない大変深刻な事態が客観的なエビデンスとして裏付けられたと考えている。またさらに教育団体や有識者からのヒアリングを実施し、その結果を受けて、中教審の場においてしっかりと議論をしていきたい。

給特法5条について

那谷屋参議院議員

今回の勤務実態調査で、教員の健康及び福祉に考慮しなければならないという給特法第5条の趣旨と教育現場の実態とに乖離があるが、いかがか。

松野文部科学大臣

今回の勤務実態調査の速報値において、学校現場で教員が大変な長時間勤務になっている。この5条は、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないこととあり、教員は子どもたちとの人間的なふれあい、人格同士のふれあいにおいての教育という重要性がある。その観点からしても、教員の長時間労働をしっかりと是正して、教育の質を上げていかなければならないと思う。

労働基準法108条、120条について

那谷屋参議院議員

公立学校の教員や学校事務職員等についても労働基準法108条や120条は適用されるか。

厚労省

労基法108条や120条は適用される。

給特法と実態との乖離について

那谷屋参議院議員

労基法108条、120条が適用されるということから、公立学校の教員や学校事務職員などの労働時間数や時間外労働時間等を使用者は

賃金台帳(労働者ごとに労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数などといった事項)を適正に記入しなければならない。公立学校の教職員の使用者はだれになるのか。

藤原初等中等教育局長

服務監督権者である市町村教育委員会や所属職員を監督する学校長になる。

那谷屋参議院議員

教員勤務実態調査の結果から、小学校教諭の学内勤務時間の平均が、平日11時間15分となっている。この場合、賃金台帳には、労働時間7時間45分、時間外勤務時間は3時間30分という記載になるのか。

藤原初等中等教育局長

厚労省が作成した先ほどのガイドラインでは、労働時間とは使用者の指揮命令下にある時間とされている。このことから正規の勤務時間を超過した分は、給特法に基づき、学校長から命じられた業務(限定4項目)に関しては賃金台帳に記載する。教員が自主的、自発的に従事している時間は、賃金台帳には記載しない。

那谷屋参議院議員

そうすると賃金台帳に記入できる時間外勤務時間数というのは実態と比べて、大幅に減るということになる。例えば、中間テスト問題を作る時に、勤務時間内でできないという実態があるが、テスト問題作りは、教員の業務か、業務でないか。

藤原初等中等教育局長

テスト問題を作るのは教員の業務であると思う。

那谷屋参議院議員

限定4項目に入らない様々な業務が、教職員を多忙にしている。賃金台帳に記入される時間と、今回の勤務実態調査の時間外では大きく乖離している。このような状況だいかがか。

藤原初等中等教育局長

先ほど大臣からも答弁しましたが、中教審への諮問に向けて様々、準備している。その前提として、関係団体等のヒアリングをしていき、それを受けて中教審で議論していきたいと考えている。那谷屋議員、ご指摘のことにつきましても、関係団体等の意見を踏まえながら対応していきたい。

那谷屋参議院議員

給特法ができた時とは、状況がちがう。そのままにすることは問題があると指摘せざるを得ない。中教審での議論も検討してはいかがか。

松野文部科学大臣

現状の働き方の問題点を文科省で争点をまとめ、中教審で審議をし、結論が出たものを逐次実施していきたい。その審議の過程で、更にそれを超える問題が出てきたという状況において、給特法に関してどういった形で検討していけばいいかについても考えたい。

勤務時間の把握について

那谷屋参議院議員

教職員の勤務時間の把握について、先ほどの厚労省の「労働時間適正把握ガイドライン」で示されている、始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法は、

厚労省

原則的な方法は、使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録など客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することがあげられる。またやむを得ない場合として自己申告制によることもあげられる。

那谷屋参議院議員

学校現場では、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録などで勤務時間を

管理しているのか。

藤原初中等教育局長

全体の市区町村教育委員会の6.1%がタイムカード等を導入して管理している。文科省としては、厚労省で作成した「労働時間適正把握ガイドライン」において、始業・終業時刻を確認、記録する方法の1つとして、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録など客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することと示されているので、各都道府県・指定都市教育委員会に周知して、通知を出している。

那谷屋参議院議員

導入するための予算確保については、いかがか。

藤原初中等教育局長

労働基準法上、労働時間の管理を適切に行

う責務は使用者にあるので、国として予算措置を行うことは考えていない。教員の勤務時間を適正に把握することは非常に重要であるので、今後とも各教育委員会に対して指導を徹底していきたい。

なお、同日の質疑では、教員の労働時間の概念について、整理をする必要があります。また、労働時間を記録した賃金台帳は公務災害認定の際、時間外労働時間を確認する資料として活用されるが、自発的行為にあたる業務に従事した労働時間が記録されないということになり、同日の国会答弁は教員の公務災害認定に深刻な影響を与える懸念が生じたことから、日教組弁護団との協議のもとで、国会対策を早急に行います。

5.8 県人事委員会に要求書提出



東条県人事委員会委員長と手交する
嶋村日教組香川委員長

5月8日(月)、日教組香川は、五者共闘(日教組香川、自治労香川、県職連合、香教組、高教組)で、県人事委員会(委員長 東条正幸)と交渉を行いました。日教組香川からは、嶋村委員長が、幹事組合として出席しました。

嶋村委員長からは、超勤・多忙化解消に向け、まずは、『出勤記録』が、学校現場にないことは、労基法109条違反で罰金刑だが、人事委員会はこのことをどう受け止め、報告にするのか?と発言があった。また、県教委が、義務制の教職員の勤務管理を市町に丸投げしていいのかとも発言があり、報告にどう反映させるか、今後とも取り組みを強化していかねばならない。

なお、要求書の説明の中で、東条人事委員会委員長からは、以下のコメントがありました。

「賃金水準がラス45位まで落ちていることは認識している。モチベーションが下がっても仕方がない。個人的には、何らかの改善が必要だと

考えている。」

「教員の多忙化は前から知っている。しなくていいものはしないように。現状、カットしきっているのか?教委には伝えておく。」

「子どもの学校行事には、堂々と休んで行って欲しい。休暇制度をつくること自体恥ずかしい。」

また、最後に

「給与は他県の動向を見ながら、勸

告と報告をしたい。過重労働については、任命権者も実態はわかっているはずだ。研究し、改善に向けて取り組みをしてくれると思う。他県の動向を見ながら、対策の方向を勧告と報告に出したい。」

なお、7月に独自交渉、10月に勧告と報告の予定です。

5.8 連合香川に「緊急提言」への取り組み要望

5月8日(月)、日教組香川は、連合香川に「緊急提言」への取り組みを要望しました。

働き甲斐が実感できる教育職場へ

日本労働組合総連合会 香川県連合会 会長 進藤龍男

働き方改革は、「働く人を犠牲にした政策」を見直し、長時間労働や不安定雇用の改善、過労死・心の病などが無い環境を作り出すことです。

しかし、教育現場は本来の授業以外に負担が増し、長時間労働(過労死レベル)の割合が7割を超える状況は異常としか言えません。

教員は、社会を形成する大切な人財を育てる重要な役割があります。教員の皆さんの、ゆとりある生活とイキイキと働ける職場で子

どもたちに希望が与えられるよう、教員の勤務実態を適正に把握し、適正な時間外労働などの法整備が必要です。



進藤連合香川会長(左)と嶋村日教組香川委員長

教育実践講座

子どもは算数のどこで躓くのか？ (時計が分からない！)

石原清貴(元小学校教員)

1. 繰り返される悲劇

毎年、2年生の受け持ちと保護者を悩ませる算数の問題があります。それが2年生の「一日の生活」という名前で指導される「時計の時刻読み」と「時刻制度」についてです。教科書の指導内容は、

- ・ 時計を見て時刻が言えること。
 - ・ 1時間が60分であること。
 - ・ 1日が24時間制であること。
 - ・ 24時間制以外に午前と午後の12時間×2で呼ぶこともあること。
 - ・ 時刻と時刻の間が時間であること
- といった項目が出てきています。

これらの内容、元々は生活指導の内容で、「一日の生活を通して時計が読め、その仕組みが分かればよい」程度のことだったのです。ところがどういうわけか算数の指導内容として位置づけられたのです。

生活指導であれば、学校生活の中で「今、何時何分？」とか、「あと何分で授業が始まるの？」とかを、それこそ生活の中でじっくり指導すればいいことです。仮に時計が理解できなかった子がいたとしてもじっくり指導すれば、だんだんに理解されてくることは多くの教師も保護者も知っていることです。

ところが、算数の指導内容として位置づけられると、状況は一変します。算数の授業内で理解できないといけな事柄になってしまうのです。指導時間は長くても3時間程度です。つまり、3時間で時計が読めなかった子は読めるようにならないといけませんのです。それ以外に24時間制度や12時間×2制度が理解でき、時刻と時刻の間の時間が計算できないといけなくなるのです。

こうなると「時間や時刻は成長に伴ってそのうち分かる」ということは言ってられません。年間指導プログラム上2年の4月に「分からせないとイケない」こととなります。当然、発達程度の差がありますから、理解ができない子もいます。そういった子は理解が悪い子に分類され、そのことで、親子が真剣に悩む事態が発生します。「僕はだめな子なのだ」「うちの子は時計が分からないだめな子かもしれない」という劣等感や指導への不信感を生み出す結果となります。

実はこういった時計の指導によって引き起こされる悲劇は、今に始まったことではないのです。なんと少なくとも50年以上繰り返されているといっても過言ではありません。

こういった悲劇を繰り返さないために、2年生の4月に時計読みや時間時刻の指導を止めることが何よりの対策です。現行の指導要領では3年生にも「時間と時刻」の指導がありますので、そこで扱えばいいよう

に思います。

とはいえ、指導要領が改善される見込みはありません。また、教師が自主的に指導内容や方法を改善してくれる見込みもありません。となると、親が何とか対策を講じないといけません。そこで、次のようにして指導することが考えられます。



石原清貴氏

2. 時計模型を改造すると分かり易くなる。

・ 2時40分を3時40分と言う場合があります。

いったいどうして2時40分を3時40分と読むのでしょうか？短針が2よりも3に近くなっているからです。

この間違いを訂正するには、時計を動かしながら3の目盛りに行くまでは2時なのだということを言って聞かせないとイケません。そこで納得できる子はいいいのですが、どうしても納得できない子もいます。そういった場合は、子どもさんが持っている時計の模型にちょっとした細工を施すことで、クリアーできる場合があります。それは下の画像にあるように、各時刻の間を3色に色分けしてあげることで。

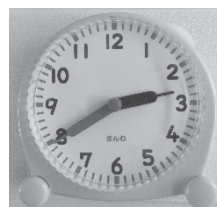
こうすると、短針がどの時刻帯にあるかがはっきりします。2時40分を3時40分と間違えることはなくなります。

・ 0時がないという問題への対策

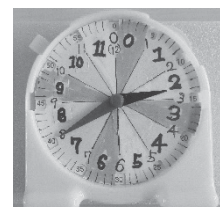
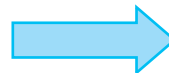
これは対策というか、時計の時刻表示システムの根本的な問題です。実は時計には0時表示がありません。もっと言えば、12時から始まり1時・2時と時刻目盛りが刻まれるのです。12から始まり1・2と進んでいくのは、子どもにすればとても奇妙な事柄なのです。

時刻制の原則に沿って言えば、24時間制では12時40分は存在します。しかし、午前・午後制では午後0時40分はあっても、午後12時40分は存在しません。

このことをしっかり押さえるためには、やはり模型時計の文字盤に0時を書き込むことをおすすめします。こうすることで、午後0時40分というのがあるということは伝えられます。しかし、24時間制や午前・午後制の関係を正確につかませるには時計では無理です。どうしても時間を直線で表した図が必要です。



改造しよう。



2017年度夏季研究集会等の開催日程と場所が決定!

日教組主催の2017年度夏季研究集会等の開催日程と場所が決まりました。参加ご希望の方は書記局までご連絡ください。なお、未組合員で、参加ご希望の方も書記局までお問い合わせ下さい。

集会名	日程	場所
日教組栄養教職員研究集会	7月29日(土)～30日(日)	日本教育会館
学校図書館全国集会	8月5日(土)～6日(日)	日本教育会館
日教組養護教員部研究集会	7月28日(金)～30日(日)	群馬県磯部温泉
母と女性教職員の会全国集会	8月1日(火)～2日(水)	葛飾シンフォニーホール
両性の自立と平等をめざす教育研究集会	8月3日(木)～4日(金)	日本教育会館・連合会館
全国寄宿舎教職員研究集会	8月5日(土)～6日(日)	日本教育会館
日教組全国学校事務職員研究集会	7月28日(金)～30日(日)	茨城県水戸市
全国学校現業研究集会	8月5日(土)～6日(日)	日本教育会館
日教組幼児教育研究集会	7月22日(土)～23日(日)	大阪市内
実習教員全国集会	7月29日(土)～30日(日)	日本教育会館
教育総研研究交流集会	8月20日(日)～21日(月)	錦糸町・東武レンバントH
日教組私学教育研究集会	7月29日(土)～30日(日)	日暮里・Hラングウッド
日大教研究集会	<未定>	<未定>
日教組臨時・非常勤教職員等全国交流集会	8月26日(土)～27日(日)	日本教育会館

医療共済のご案内

医療共済おすすめプラン

基本契約5口

手術特約5口

先進医療特約(口数なし)

入院 医療共済金

1日につき5,000円
(ガン入院は10,000円)
 1泊2日以上入院を保障。
 一般の入院は1入院につき年間180日まで。ガン入院は日数無制限。

手術 手術共済金

手術の種類により
20万円・10万円・5万円
 所定の手術を受けたとき保障。
 日帰り手術も対象。

先進医療 先進医療共済金

自己負担した技術料相当額
(最高1,000万円)
 所定の先進医療を受けたとき自己負担した技術料を保障。

厚生労働省認可

資料請求・
お問い合わせは

教職員共済生活協同組合東四国事業所

FAX (0800) 200-2207 TEL (0120) 27-8140

ホームページからも
ご応募いただけます

教職員共済

検索

モバイルサイトからもOK!



働き手として 活躍中?

カナリア通信

◆4月から人生の予定になかった「教務主任」という役をします◆退庁時刻が平均で2時間遅くなりました。当然、家の用事はできません。家族の協力で家事を分担し、何とか衣食住の環境を整えています。◆先日、新任の教務主任を対象とした研修会がありました。「多方面にわたり、且つ大量」の仕事はどう進めていくのか、職場での人間関係を構築するためのスキルなどが研修できました。そこで聞いた参加者の退庁時間は、わたしよりも遅い人がほとんどでした◆わたしたちは何のために働いているのか。家庭や個人の生活が維持できないような働き方は間違っていた働き方だと思います◆校内での仕事が変わった今年、わたしも自分の働き方を見直さなければならぬようです。定年まで後数年。この年齢になると、働き方と同時にライフサイクルも考えないといけないと思っています。

Tea, Coffee and Cakes**JTU-Kafe Open****pm 6:30-8:30 Fri, Jun30, 2017****Sato Bldg. 1F 15-24 Nakano-cho Takamatsu-city, KAGAWA****tel. 0120-27-5925 fax.087-802-1642**

「JTU-Kafe」は「JTU-Kagawa (日教組香川)」と「Cafe」を組み合わせた造語です。組合事務所で執行委員が、お待ちしております。相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

日教組香川 組合加入説明会 開催!

日時 2017年6月25日(日) 11:00 ~ 12:00

場所 ルポール讃岐

ただいま新組合員組合費 1000円 / 月キャンペーン中

組合って何をするとところ?

組合費は?

組合に入ると得することありますか?

ご質問に
お答えします

すべての

お問い合わせは

TEL **0120-27-5925** (日教組香川教職員組合)URL <http://www.jtu-k.com/>MAIL jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp**日教組香川加入メニュー**

日教組香川には、香川県の公立学校で働く教職員であれば、どなたでも加入することができます。校種・職種は問いません。

メニュー	月会費	各種サービス
組合員	初年度 月1,000円 その後、 年齢ごとに 2,000円 ~ 5,000円	情報誌等配布・各種研修会案内 全国集会等旅費負担・個別課題への対応
講師 臨時採用 組合員	月1,000円	組合員に準ずる

月1,000円で全国のなかまと会える!